

別表 1

日中一時支援（日帰り利用）の単位数について

区分	程度 区分	日中一時支援（日帰り利用）算定単位数			食事提供 体制加算
		4時間未満 × 25/100	4時間以上 8時間未満 × 50/100	8時間以上 × 75/100	
障害者	区分 6	223単位	446単位	669単位	30単位
	区分 5	190単位	379単位	569単位	
	区分 4	157単位	313単位	470単位	
	区分 3	141単位	282単位	422単位	
	区分 2	123単位	246単位	369単位	
	区分 1 又は 区分なし				
障害児 ※2	区分 3	190単位	379単位	569単位	30単位
	区分 2	149単位	298単位	446単位	
	区分 1 又は 区分なし	123単位	246単位	369単位	

※1 4時間00分は「4時間未満」、8時間00分は「4時間以上8時間未満」の区分とする。

※2 障害児に係る支給決定の方法のうち、短期入所の単価区分に準ずるものとする。

サービス単位数 = 単位数 × 提供回数

総費用額（100/100） = サービス単位数合計 × 単位数単価（小数点以下切り捨て）

補助金額 = 総費用額 × 給付率（90/100又は100/100）（小数点以下切り捨て）

利用者負担額 = 総費用額 - 補助金額

※単位数単価：10.72円